

小型船舶の登録申請に必要な書類リスト

- 委任状（共同所有船の場合は全員）
（押印される印鑑は印鑑証明書と同じ印鑑《実印》）
- 印鑑証明書（共同所有船の場合は全員）
（3ヶ月以内に交付されたもの）
- 小型船舶検査証書（コピー）
- 母船の船舶検査証書（コピー）

小型船舶を譲渡される場合

- 譲渡証明書（小型船舶検査証書に記載された所有者と登録申請をする所有者が異なる場合）
譲渡印は印鑑証明書と同じ印鑑（実印）
譲渡する所有者と譲受者、両者の印鑑証明が必要です。
申請は譲受者の捺印された委任状での申請となります

一度登録を済ませると次回検査は小型船舶検査申請の委任状のみで印鑑証明書は要りません。